

第1節 福岡市の景観形成方針

理念・目標を達成するために景観形成方針を定めます。

1 九州・アジアの交流拠点にふさわしい魅力ある景観づくり

- ・アジアとの交流の歴史や広域的な交通結節機能を背景とした商業・業務の集積あるいは、豊かな自然を身近に感じることのできる、本市の特性を考慮し、風格と賑わいと潤いのある景観形成を進めます。
- ・都心部や副都心では、商業・業務が集積する地域の特性に応じて賑わいのある景観づくりを進めます。
- ・市民や事業者が地域への誇りと愛着を持って暮らしていくことができるよう、市民や地域団体と行政が共働で景観づくりに取り組みます。

2 緑や水辺を守り、活かした景観づくり

- ・海や山など豊かな自然を保全・活用し、新たに創ることで緑のネットワークや風の道など環境に配慮した人に優しい潤いのある景観づくりを進めます。
- ・市民や事業者が地域への誇りと愛着を持って暮らしていくことができるよう、市民や地域団体と行政が共働で景観づくりに取り組みます。
- ・海や空からの景観に配慮し、博多湾や山なみの眺望と海岸線の緑の連続性を確保することで、豊かな自然を感じる景観づくりを進めます。

3 計画的市街地整備にあわせた賑わいと活気のある景観づくり

- ・行政は、景観づくりに向けた市民団体等を積極的に支援し、住民の景観意識の一層の向上を図るとともに、地域主体の景観づくりを進めます。
- ・伊都、元岡地区やアイランドシティ地区など計画的に市街地整備が進められている地区において、市民や関係団体と共働で、本市の顔となる景観づくりを進めます。

4 歴史と文化を活かし、刻の厚みを感じられる景観づくり

- ・歴史的な建造物や祭りなど、景観資源の保全・活用を図り、市民が誇りを持ち、来街者にも喜ばれる風格のある景観づくりを進めます。
- ・歴史的な景観資源をネットワーク化して回遊ルートを整備するとともに、案内サイン等を設置して、来街者のおもてなしに配慮したまちづくりを進めていきます。

景観形成の構成

そして

階層 3 都市景観形成地区の景観形成方針

（都市景観形成地区の方針を優先）

地区景観形成基準

次に

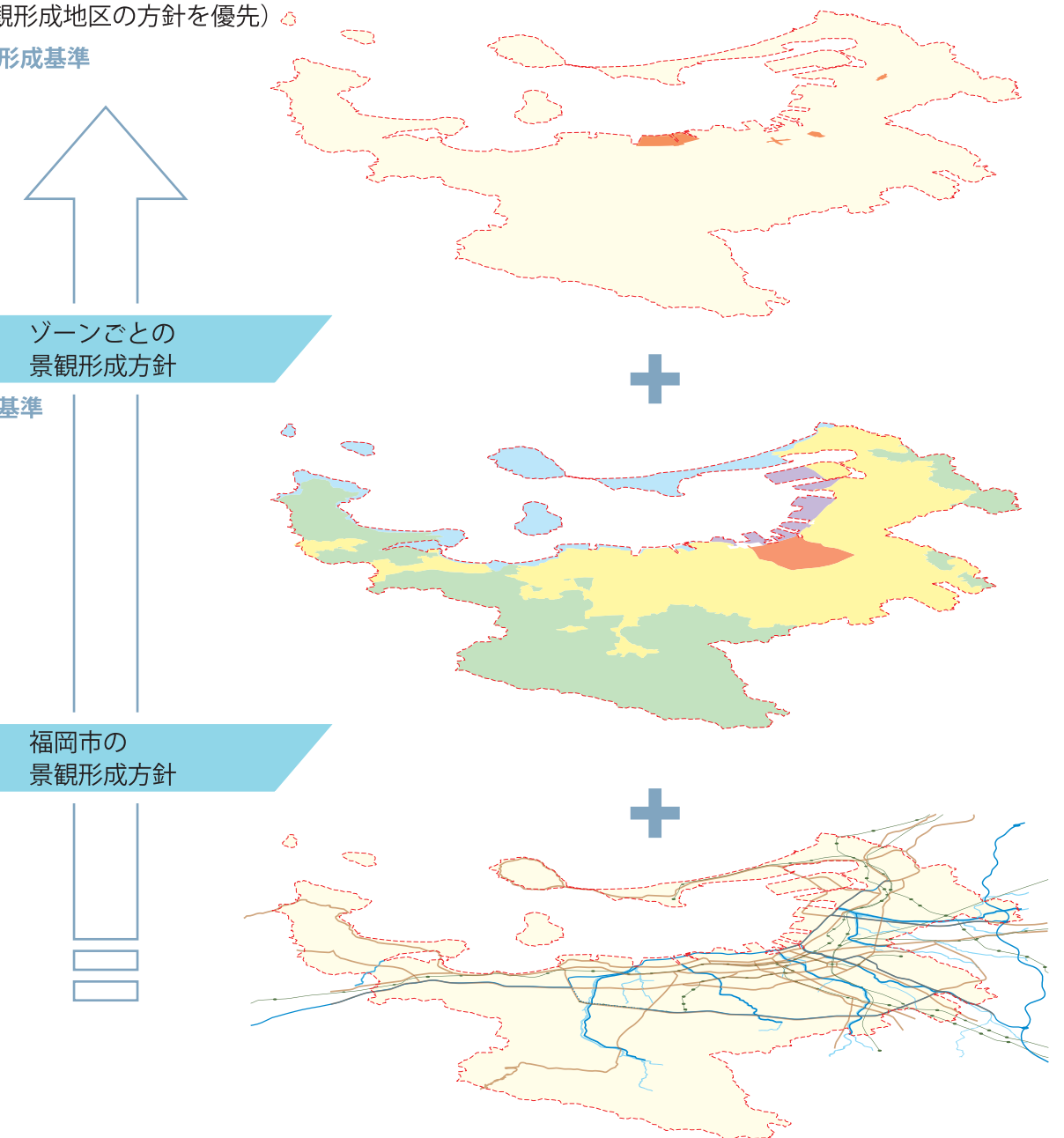
階層 2 ゾーンごとの景観形成方針

ゾーン別基準

まず

階層 1 福岡市の景観形成方針

共通基準



ゾーニングについて

■景観特性

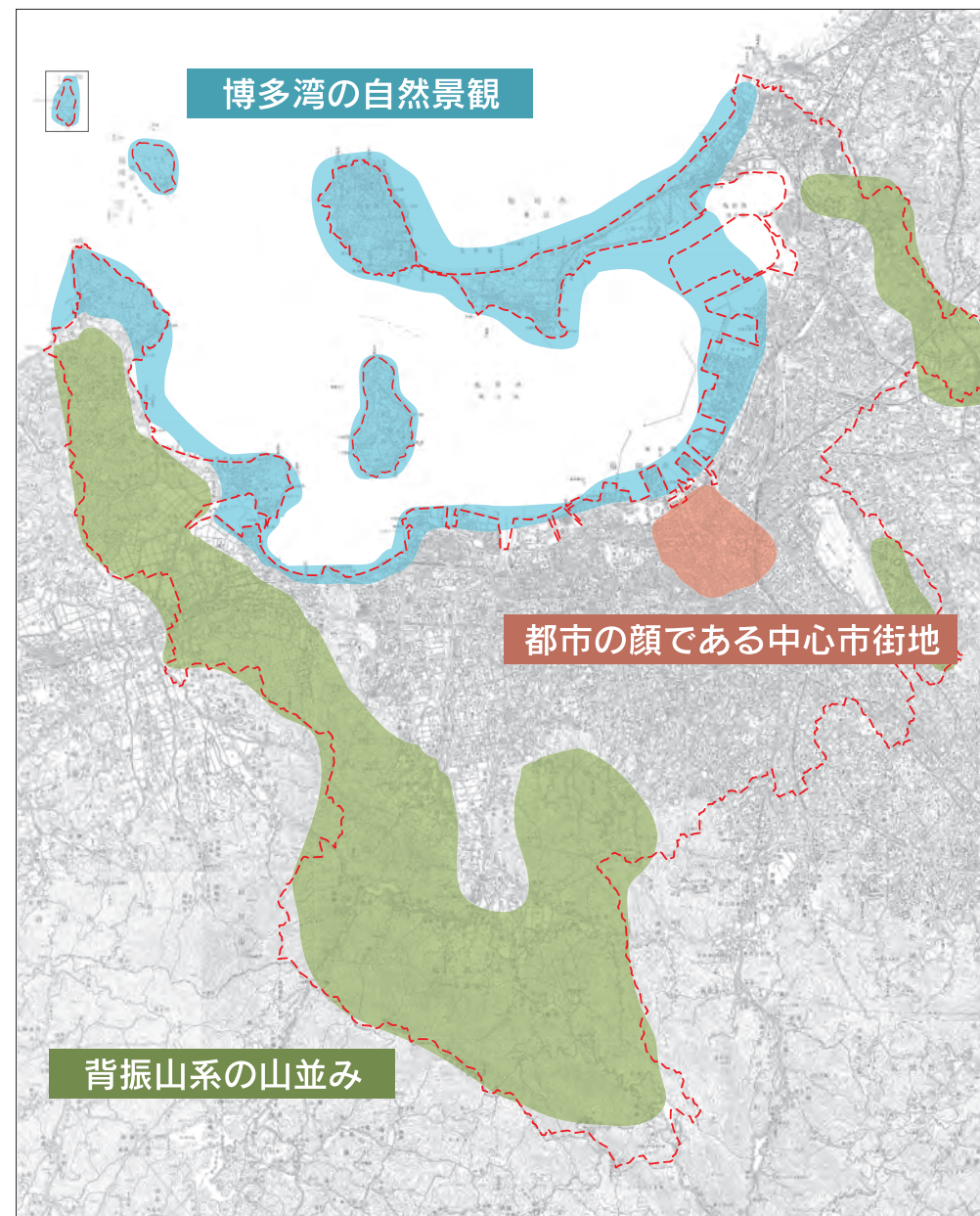
景観は、基本的に海や山など地理的条件と生産活動や人の営みなどの土地利用によって分類できます。

本市の景観は、都市的景観が集約された都心を中心にして、東、西、南方向の平坦部に広がる市街地、そして市域を囲む海と山々と福岡平野を都市にしたまとまりのある地形です。

そのため、地形的変化が少なくアクセントには乏しいとも言えます。

その中であって個性ある景観の形成を図るために、地域特性に応じた景観特性を考慮し次の5つのゾーンに分類し、福岡のまち独自の景観構造とします。

■地域特性に応じた景観特性



都市の顔であり、多様な機能や施設が高度に集積し活力ある中心市街地の景観形成を図る

都心ゾーン

都市型居住環境と自然の環境との調和が求められる生活の場としての景観形成を図る。

一般市街地ゾーン

郊外の田園地帯や背景となる山並みの緑豊かな良好な眺望と広がりのある景観形成を図る

山の辺・田園ゾーン

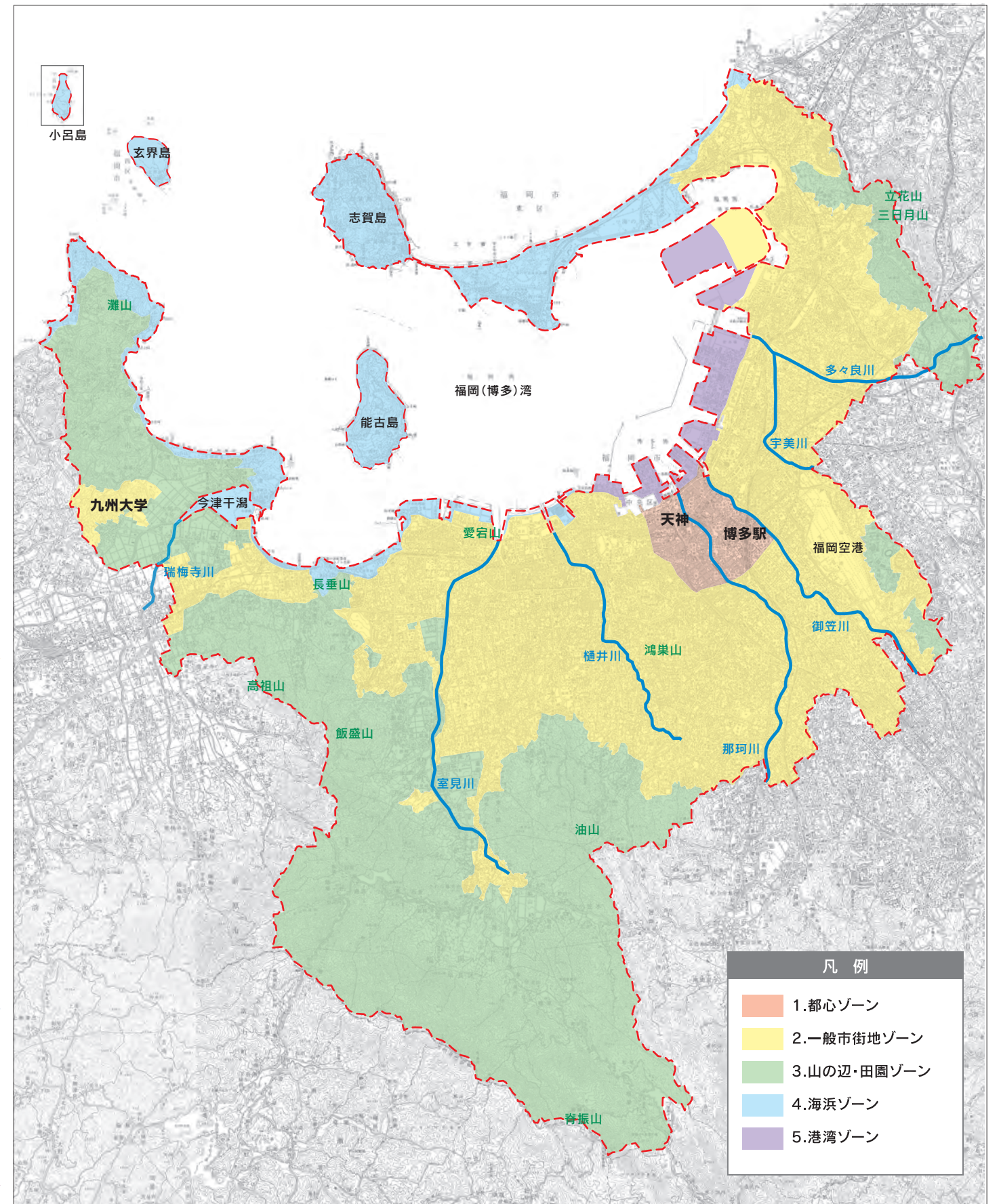
郊外の海岸部において、海や緑の自然環境の保全や親水空間に配慮した景観形成を図る

海浜ゾーン

国際物流拠点として、最新鋭の港湾施設が集積されている、国際港らしい湾岸景観形成を図る

港湾ゾーン

■景観特性を考慮したゾーニング

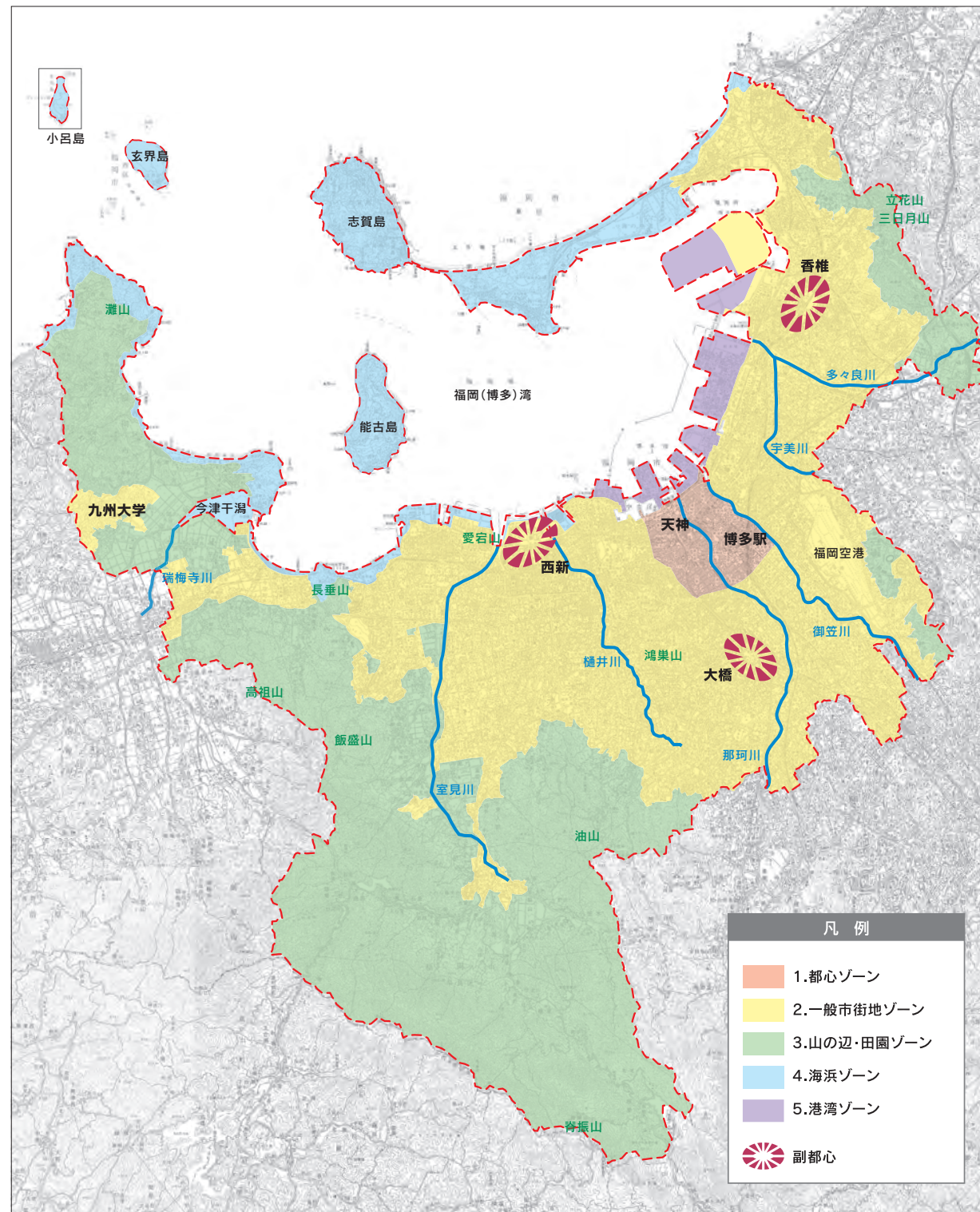


凡 例

- 1. 都心ゾーン
- 2. 一般市街地ゾーン
- 3. 山の辺・田園ゾーン
- 4. 海浜ゾーン
- 5. 港湾ゾーン

第2節 ゾーンごとの景観形成方針

5つのゾーンに区分し、それぞれの特性を活かした景観形成方針を定めます。



都心ゾーン の景観形成方針	・都心ゾーンは交通結節機能を背景に、商業、業務が集積するとともに旧博多部の歴史的なまちなみが残る地区であり、天神地区や博多駅周辺地区あるいは御供所地区については、福岡を代表する景観拠点にふさわしいまちなみの形成を図ります。 ・聖福寺や櫛田神社等の寺社、赤煉瓦文化館に代表される近代建築等の歴史的資産を核とし、歴史や伝統を活用した景観の保全・創出に努めます。 ・須崎公園、天神中央公園や警固公園等を核として、大博通りや明治通り、渡辺通り等のメインストリート、那珂川、博多川等の河川を軸とした水と緑のネットワークの形成を図るとともに、交通結節点を結ぶ回遊軸となる駅前通り等は、来街者に配慮した花と緑豊かで賑わいのある都市景観の形成を図ります。 ・都心の多様な景観要素を結ぶ回遊ルートにパブリックアートやストリートファニチュアの設置をするなど、地域と行政と共働で歩いて楽しい歩行者空間の魅力的な景観づくりに努めます。 ・建築物等の計画を行う際は、オープンスペースの確保など賑わいと潤いのある空間演出を促進し、魅力ある景観づくりに努めます。
一般市街地ゾーン の景観形成方針	・舞鶴公園など顔となる公園は、緑と歴史を活かした空間づくりとすすめるとともに、周辺地域においても、風格とゆとりのある景観づくりをすすめます。 ・多々良川、那珂川、室見川など、まちなかを流れる河川や公園緑地等の整備をすすめ、水と緑のネットワークの形成を図り、自然のやすらぎを感じさせる景観づくりに努めます。 ・副都心地区では、親しみやすく、界隈性のある、生き生きとした個性豊かな景観形成に努めます。 ・伊都、元岡地区においては、学術研究都市にふさわしい風格を感じる景観づくりに努めます。 ・地域拠点地区では、それぞれの景観特性に応じて、歴史的資源の活用や、新たなまちづくりの機会をとらえ、賑わいと潤いある景観づくりに努めます。 ・その他の地区では、緑豊かでゆとりある景観づくりを住民と共働ですすめます。 ・建築物等の計画を行う際には、隣接地や周辺のまちなみに調和するよう配慮します。
山の辺・田園ゾーン の景観形成方針	・背景となる山並みや丘陵地等の緑地あるいは田園地帯の眺望を確保し、広がりのある景観の保全に努めます。 ・レクリエーション施設を計画する場合は、自然環境に配慮し、自然と調和した景観づくりに努めます。
海浜ゾーン の景観形成方針	・博多湾の眺望と、広がりのある景観の保全に努めます。 ・市街地から博多湾を見たときの眺望や、遠景の広がりある景観に配慮し、建築物等の色彩や形態について、自然と調和した景観づくりに努めます。 ・良好な自然海浜や松原等の緑地の保全に努めます。 ・レクリエーションやリゾート施設を計画する場合は、博多湾の自然景観に配慮し、自然と調和した景観づくりに努めます。
港湾ゾーン の景観形成方針	・博多湾の自然環境と調和した美しい港づくりを進めるため、海からの眺望を大切にするとともに、後背市街地との調和を図る観点から、色彩への配慮や緑化等による修景に努めます。 ・中央ふ頭、博多ふ頭においては、アジアから多くの方が訪れる海の玄関口として、またコンベンション機能が集積する賑わいの場として、博多らしさやおもてなしを感じる景観づくりに努めます。 ・アイランドシティ及び香椎パークポート地区においては、新しいみなとづくりを進めるとともに、港の躍動感の演出や周辺と調和した色彩、緑化等による景観づくりに努めます。